

国総観振第57号
平成20年7月23日

各運輸局企画観光部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局観光地域振興課長

観光圏内を移動する観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出に係る事務処理について

平成20年7月23日より施行した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」（以下「観光圏整備法」という。）は、観光圏整備事業を実施しようとする者が行う観光旅客の移動の利便の増進に関する事業で観光圏内を移動する観光旅客の旅行費用の低廉化に資する共通乗車船券の発行を促進するため、複数の運送事業者が共同して発行する観光圏内観光旅行者向けの共通乗車船券の導入については観光圏整備法第8条第3項の認定を受けた観光圏整備実施計画に記載された事項に関し、当該事業を実施しようとするときは、あらかじめ、その旨を共同で届け出ることができることとしている。

共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出受理権限は、観光圏整備法施行規則第14条に基づき「共通乗車船券を発行しようとする運送事業者に航空会社が含まれる場合を除き、共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する運送事業者の主たる所在地を管轄する地方運輸局長」に委任されており、担当課は各運輸局観光地域振興課としている。

については、共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出に関する地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）における事務処理等については、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう取り計らうとともに、管下関係事業者にも周知されたい。

記

1. 観光圏内観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出書の様式については、別紙のとおりとする。
2. 地方運輸局企画観光部観光地域振興課又は沖縄総合事務局企画室（以下「担当部署」という。）は、観光圏内観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出書を受領したときは、当該届出書の写しを当該運送事業者を所管する部署（海事振興部、鉄道部、自動車交通部 等）及び本省観光地域振興課に送付すること。
3. 共通乗車船券については、複数の事業者の発行する共通乗車船券の事業者毎の額ではなく、

全体の発行価額のみを把握することで足りることとしているため、別紙1.～5.の記載事項のみを確認することで足りる。

記載事項に漏れがあった場合、当該共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出書を受理した各担当部署より事業者に連絡・指導を行うものとする。

4. 代表の運送事業者以外で他の運輸局等が管轄する運送業者がある場合及び共通乗車船券の対象地域が他の運輸局等に及ぶ場合においては、当該届出書の写しを他の運輸局等の担当部署に送付すること。
5. 届出書の記載事項に変更がある場合は、あらかじめ変更内容について代表する運送事業者（代表する運送事業者について変更はあった場合には、新たに代表する運送事業者となった者）に届出を行わせること。
6. 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者に鉄道運送事業者又は軌道経営者が含まれる場合には、鉄道運送事業者又は軌道経営者は、観光圏内観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運輸に関する協定の届出書を、地方運輸局鉄道部又は沖縄総合事務局運輸部陸運第一課（以下「鉄道部等」という。）に代えて担当部署に提出することができるものとする。この場合、当該届出書の提出を受けた担当部署は、必ず当該届出書の原本を当該届出書の提出を受けた日に鉄道部等に送付するものとし、鉄道部等に送付された時点をもって、当該届出書が受理されたものとする。
7. 観光圏整備法は、観光圏内の観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的としているが、同法第13条第1項の共通乗車船券については、観光圏内及び観光圏内外へアクセスする路線等のみに限定されるものであること。
8. 二以上の運送事業を行う者（例えば、鉄道事業と自動車運送事業を兼業する事業者）は、観光圏整備法第13条第1項に規定する「二以上の運送事業者」に該当する。
9. この共通乗車船券は、観光圏整備法第13条第1項に基づく届出であるため、道路運送法施行規則第3条の適用は受けないが、当該届出を受理後、管轄運輸支局へ写しを送付し情報提供するものとする。

〇〇運輸局長 あて
(沖縄総合事務局長 あて)

代表する事業者名
その他の事業者名

観光圏内の観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の
割引の設定(変更)届出書

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)第13条第1項の規定に基づき、観光圏内の観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を設定(変更)することとしたいので、下記のとおりお届けいたします。

記

1. 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称、代表者名及び住所

〇〇鉄道株式会社((*) ←代表する運送事業者)
(住所)
〇〇バス株式会社
(住所)
〇〇汽船株式会社
(住所)

2. 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表とする運送事業者の氏名又は名称

〇〇鉄道株式会社((*) ←代表する運送事業者)

3. 割引を行おうとする運賃又は料金の種類、発行価額及び適用方法

4. 発行しようとする共通乗車船券の名称

〇〇フリーパス、〇〇きっぷ、など

5. 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件